

岐阜県がん患者医療用補正具購入費助成金にかかるQ A

R6. 4. 1

1 医療用ウィッグとは		
(1)	がん患者医療用補正具購入費助成事業とは	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者医療用補正具購入費助成事業とは、医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費用の一部を助成する制度です。 ・医療用ウィッグとは、抗がん剤治療による脱毛に悩む方が、一時的に着用するウィッグのことです。 ・乳房補正具とは、乳がんの手術による乳房の形の変化を補正するための乳房補正パッドまたは人工乳房（それらを固定する下着を含む）のことです。
2 助成対象者等について		
(1)	補助対象者は女性限定か	<ul style="list-style-type: none"> ・性別は限定しません。
(2)	年齢制限はあるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限はありません。 ・18歳未満の方も対象となりますが、申請者は保護者となります。
(3)	補正具購入時点で岐阜県に住民票があればいいか	<ul style="list-style-type: none"> ・補正具購入時点と申請時点において、岐阜県に住民票があることが必要です。
(5)	がんの治療を行っていることはどのように確認するのか	<ul style="list-style-type: none"> ・がん治療（手術、薬物療法、放射線治療等）を行っていることを証明する書類の提出の依頼をお願いします。（医療機関が発行する領収書の診療明細書、入院や外来治療計画書、がん医療連携クリティカルパスなど） ・上記書類に、補助対象者の氏名が記入されていることが必要です。
(6)	過去にがん治療を受けており、現在の脱毛はがん治療に起因するもの。現在、がん治療は終了しているが、補正具を購入する場合、助成対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となります。過去にがん治療を行っていたことを確認できる書類を提出するよう依頼してください。
(7)	がんが再発して再度補正具を購入する場合、助成対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に当県で助成を受けていなければ対象となります。助成はお1人につき、医療用ウィッグと乳房補正具それぞれ1台ずつ、1回限りです。
(8)	過去に他県の助成制度を利用し補正具を購入。今回、がんの再発により新しい補正具を購入したい。他県で一度、助成を受けているが、対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当県で助成を受けていなければ対象となります。（購入時点及び申請時に岐阜県に住所がある場合のみ）
(9)	前年度に購入した補正具も助成対象となるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に遡っては助成対象とできません。補正具を購入した日の属する年度内に申請を行ってください。
(10)	申請はいつまでに実施すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補正具購入日の属する年度の末日までに行ってください。 （例）購入日 令和6年6月30日 申請期限 令和7年3月31日
(11)	以前、ウィッグを購入し、岐阜県の当助成制度を利用した。今回、新たに乳房補正具を購入したが、助成対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となります。ウィッグと乳房補正具についてそれぞれ1回ずつ、1台限り助成が受けられます。
(12)	骨髄異形成症候群の治療を受けた者は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該症例においても、薬物療法等に伴う脱毛により、治療と就労、社会参加等に支障が出る、又は出るおそれのある方は対象となります。 ・その他、いわゆる血液のがんについても同様です。
3 助成対象経費について		
(1)	助成回数は	<ul style="list-style-type: none"> ・お1人につき、医療用ウィッグと乳房補正具それぞれ1台ずつ、1回限りです。
(2)	助成額は	<ul style="list-style-type: none"> ・購入費用の1/2の額（千円未満切り捨て）。ただし上限額は1万円です。
(3)	ウィッグ購入の際にかかった消費税は対象となるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となります。本体価格＋消費税を対象経費とします。

(4)	通信販売で購入し、送料や振込み手数料がかかった場合は対象となるのか	・対象となりません。
(5)	ウィッグが低価格で、複数購入。この場合、合算した金額で申請してもいいか	・複数のウィッグの合計購入金額が助成上限額（1万円）の範囲内であっても、1台分の購入経費のみが対象です。
4 対象となるウィッグについて		
(1)	装着に必要な頭皮保護用ネットは対象となるか	・対象となります。ただし1枚分のみ申請可能です。
(2)	付属品（クシやクリーナー等）は対象となるか	・対象となりません。ウィッグ本体価格（頭皮保護用ネット含む）＋消費税のみが助成対象です。
(3)	部分用ウィッグや毛髪付き帽子等は助成の対象となるか	・対象となりません。助成は全頭用ウィッグのみです。
(4)	ウィッグを自作。この場合の材料費は対象となるか	・対象となりません。ウィッグ購入費用が対象となります。
(5)	ウィッグをレンタルして使用する場合、その費用は対象となるか	・対象となりません。ウィッグ購入費用が対象となります。
5 対象となる乳房補正具について		
(1)	左右の乳房を切除したため、乳房パッドを2枚購入した。この場合、2枚とも助成対象となるのか。	・なります。ただし、助成上限額は1万円までとなります。また、がん治療により、左右の乳房を切除したことがわかる書類を提出いただく必要がございます。
(2)	乳房補正具は、乳がんによるものに限られるのか。例えば、皮膚がんにより乳房を切除した場合はどうか。	・乳がん以外でも、がん治療による外見の変化をカバーする乳房補正具であれば対象となります。
(3)	乳房再建手術を行ったが、その費用は助成対象となるのか。	・なりません。乳房補正具の購入費用が対象となります。
6 申請について		
(1)	申請書に押印は必要か	・押印は必要ございません。
(2)	補正具の購入価格はどのように確認するのか	・申請時に領収書を提出いただきます。領収書にて、本体価格が分からない場合は、金額の明細が分かる書類を提出してください。
(3)	領収書に金額の内訳の記載が無い場合、申請は可能か	・領収書には、宛名（申請者名またはその家族等）、購入日、購入金額、金額の内訳、全頭用であること、領収書発行者の名称の記載がある必要があります。 ・金額の内訳の記載がない場合は、レシートや領収内訳書、カタログなど、購入内容が確認できるものを併せてご提出ください。 ・クレジットカードやネットでの購入の場合でも、領収書と同等の内容の記載があれば（購入日、金額、金額内訳、購入者、領収書発行者）可とします。
(4)	インターネット（クレジットカード決済）で購入したため領収書がない場合はどうしたらよいか	・まずは購入店に領収書の発行を依頼してもらうようお願いしてください。 ・難しい場合は、受注メールや納品書の写しなど、購入者、購入店、購入日、金額、購入明細、購入店舗等が分かるものを提出するよう依頼してください。
(5)	ポイント利用分も助成対象費用となるのか	なりません。割引としての扱いとなります。
(6)	申請者と対象者が異なる、又は領収書の宛名と対象者が異なる場合はどうしたらよいか。 （例：対象者の子供が申請者）	・添付資料として、家族関係がわかる住民票をご提出ください。 ・家族関係がわかる住民票が無い場合、県から委任状等の提出を求めると場合がございます。

7 助成金の振り込みについて		
(1)	申請後いつ頃に振り込まれるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を進達した月の翌月末頃になります。 例) 7月2日申請→7月末交付決定通知→8月末頃振り込み
(2)	申請者へ振り込みの連絡はあるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定通知書とあわせて、振り込み時期についてお知らせする文書を申請者あて送付します。 ・振り込みの際に改めて連絡は致しませんので、ご了承ください。
8 その他		
(1)	補正具について相談できる場所はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・あります。県内に9カ所ある以下のがん診療連携拠点病院の相談支援センター等で相談が可能です。 <p>岐阜大学医学部附属病院、岐阜市民病院、岐阜県総合医療センター、松波総合病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中濃厚生病院、県立多治見病院、高山赤十字病院</p>